

万全なBSE対策を求める意見書

米国産牛肉に牛海綿状脳症（BSE）の特定危険部位が混入していた問題をめぐり、日米専門家会合が本年5月19日に終了し、混入が起きた施設以外は問題がないとして、政府は7月27日に輸入再開を決定した。

輸入再開問題にかかわる厚生労働省・農林水産省による現地視察では、35施設のうち15施設に何らかの問題があることが明らかになった。政府は「ほとんどが書類上の不備、またはすでに是正措置が取られている」としているが、発覚した問題点には、脊髄など特定危険部位の混入につながる重大なものもあった。

昨年12月の輸入再開時においても、検査体制に大きな不安がある中で輸入が強行され、危険部位の混入が起こる事態となり、国民は今回の拙速な輸入再開に対し、大きな不安を抱いている。食に対する不安がある中で、十分な説明もせずに米国産牛肉の輸入を再開することは、政府の米国追従による政治決着であり、到底容認できるものではない。

よって、政府においては、輸入再開についてはあくまで全頭検査を前提とし、国民の健康の安全を守るため、下記のとおり対応することを強く要望する。

記

- 1 輸入再開条件の遵守を政府の責任で徹底的に監視することとし、条件が遵守されない場合は直ちに輸入を停止すること。
- 2 加工品や外食産業を含め、今後すべての牛肉製品に原産国表示を義務づけること。
- 3 今後、米国からの検査月齢の引き上げ要求などに対しては断固拒否をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年（2006年）10月26日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣

（提出者）全議員